



令和 3 年 2 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

決算公開号！

今月号は、毎年恒例、三上税理士法人&三上行政書士事務所の決算公開号です。
顧問先の皆さまにのみ、別紙にて公開となります。

今期は、本店移転、新型コロナウイルス感染症など、いろいろあった一年でした。

皆さんは、今期の弊社の決算と経営計画を見てどう思われるでしょうか。

少しでも多くの社長の皆様に、経営計画を見て「計画を作るのも良いものだ」と刺激を受けていただければ幸いです。

ご自身の会社の経営計画の作成などでお困りの際はお気軽にご相談ください。



本店
便り

新しい仲間が増えました！

文責：亀田

確定申告等で事務所は繁忙期を迎えておりますが、新たな戦力となるスタッフが入社しました！
本人より皆様にご挨拶させていただきます。

1月から三上税理士法人に入社しました小林武尊（こばやし たける）です。

出身は静岡県の磐田市で、新潟の大学に行き、就職の際に愛知県にやってきました。税理士を目指して勉強しています。

コロナがいまだ収束せず、社会の情勢もなかなか先が見通せない時代ですが、大きく変わっていく環境や税の制度に柔軟に対応できるように日々勉強して、皆様のお役にたてるようがんばって参ります。

これからよろしくお願い致します。



小林は勝川本店に在籍しております。

本店・インター店新旧スタッフ一丸となって、顧問先の皆様をお手伝いいたします。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



インター店便り

笑う門には福来る

文責：大脇

こんにちは。
2月の行事といえば節分ですが、今年の節分は2月3日ではない
ってご存じですか？

そもそも節分とは「鬼を追い払って新年を迎える」立春の前日の
行事です。現代では国立天文台の観測によって太陽黄経が315度にな
った瞬間が属する日を立春としており、計算して前年に官報で発
表しているとか。



2021年の節分は、2月2日(火)。36年間「節分=2月3日」が続いていたのですが、37年ぶりに変動
し、2月2日になるのは実に1897(明治30)年以来124年ぶりとのこと。

連日、新型コロナウイルス感染症の感染者人数の速報、緊急事態宣言も出て、と暗いニュースが続きます
が、「2月2日」→「に(こ)に(こ)」。笑顔いっぱい的一年になりますように、笑って過ごしても一日、怒っ
て過ごしても一日…同じ一日なら笑って過ごしたいですね♪



【インター店の戦利品。2等の
お米10キロが輝いています🌟】

さて、笑顔といえば…昨年末の大掃除後、弊社内にてビンゴ大会が
ありました。本店とインター店をZoomで繋いでの開催！盛り上がり
ましたよ(^^)♪

1等はなんと！ホテルプラザ勝川のおせち引換券。
「(当たっても)取りに行くのが面倒だな」なんてぶつぶつ言ってい
たスタッフも「三万円相当」と聞くと目の色が変わっていました(笑)

さてさて私の結果は…13等のカイロでした。実用的なものでよかつ
た、よかった。

現在のコロナ禍でますます拡がりつつある「リモート」。Zoomをはじめ、離れていてもインターネットを
利用してつながるというのは便利ですね。ポケベルが鳴らなくて世代の私としては、iモードで新幹線のチ
ケットが購入できるようになったのも衝撃的ですが、手のひら(スマホ)で確定申告ができる未来は想像が
つきませんでした(笑)。

三上税理士法人ではLINE、チャットワーク、Zoom等を導入しております。お忙しくて、接触が憚られ
て、など来所が困難な場合にはぜひご利用ください。

2月の税務

- ・ 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付 **納付期限…2月中において各自治体の条例で定める日**
- ・ 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所得税)・法人住民税) **申告期限…3月1日(月)**
- ・ 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分) **申告期限…3月1日(月)**
- ・ 前年分所得税の確定申告 **申告期間…2月16日(火)～3月15日(月)**

教育資金贈与の変更点

文責：浅野

昨年末に、毎年恒例の「税制改正の大綱」が閣議決定されました。

その中で今回は、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税」（以下、「教育資金贈与」という）の制度の変更点をご紹介します。

まず、教育資金贈与とは、直系尊属（父母・祖父母など）から、30歳未満で前年の所得が1000万円以下の直系卑属（子・孫・ひ孫など）へ教育資金として贈与をする際に、贈与を受ける人一人あたり1500万円までが非課税となる制度です。



但し、金融機関の専用口座を使うなどしたり、教育目的であることを証明するために、領収書を1年以内に銀行に提出したりといった一定の手続きが必要となります。

また、贈与を受けた人が30歳になった時に教育資金として使い切れていない「管理残額」（教育以外の目的に使った金額等も含みます）があった場合は、その分には贈与税がかかることになります。贈与をした人が亡くなった場合にも、管理残額に相続税がかかる場合があります。

この制度は、今年(令和3年)の3月で終了の予定でしたが、今回の閣議決定で2年間の延長が決まり、贈与をする方が令和5年3月31日までに専用口座に入金した分も非課税の対象となりました。

但し、少し条件が厳しくなりますので、新たに行おうとお考えの方や、枠がまだ余っているので追加の贈与をお考えの方はご注意ください。

具体的には下記の表のように、贈与をした方が亡くなった時の取り扱いに差が出てきます。

◆贈与をした人が亡くなった場合

贈与をした日	平成31年4月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日
相続税の対象となる管理残額	贈与から3年経っていない部分 に相当する管理残額	管理残額全て
子以外(孫・ひ孫など)への贈与	特別の取り扱い無し	上記に対応する相続税額に 2割加算

※但し、贈与を受けた人が相続開始日において、以下のいずれかに該当する場合は、管理残額は相続税等の対象になりません。

- ・23歳未満である
- ・学校等に在学している
- ・教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している

ご不明点等ございましたら担当者までご連絡下さい。



行楽 日記

野球観戦

文責：幅上

少し前になりますが、昨年 10 月末にナゴヤドーム中日対広島戦の観戦に行ってきました。
子供たちが大の中日ドラゴンズファンなのです。2 月のオープン戦から観戦する予定でいたのですが、コロナで中止になってしまい、待ちに待った試合観戦となりました。

この日は、ナゴヤドームで行われる試合の週末のシーズン最終戦ということもあり、チケットを手に入れる段階から非常に苦労しました。チケット販売開始と同時に、みるみるうちに内野席、外野席が埋まっていき、やっと確保できたのはプライムボックス席でした。

プライムボックス席は、4 階席のセンター側の一角がレストラン風
に 4 人一組のテーブル付きのシートとなっており、オードブル、ドリンク付、専用の売店、トイレも完備です。席数は前後 2 列で 1 列あたり 30 席ほどだったかと思います。

飲食物についても近くのスタッフに注文すれば、シートまで運んでくれますので行列に並ぶ必要がありません。そして、一角にはキッズスペースもあります。至れり尽くせりです。



当初は息子ふたりと私の 3 人で観戦予定だったのですが、せっかく 4 人分を確保したので娘も誘い 4 人で出かけました。

周りは、小さいお子さん連れの家族が多かったように思います。

息子たちは観客としての一体感を味わいたかったようで当初はガツカリしていましたが、実際行ってみると、そのようなことは関係なしに応援に夢中になる息子、単語帳をめくりながら観戦する娘・・・
テーブル席ならではの観戦スタイルで楽しんでいました。

残念ながら、中日ドラゴンズは負けてしまいました。しかし、コロナ禍ということもあり両隣のテーブルが空いていたせいもありますが、ゆったりと贅沢な気分を味わうことができました。

今年こそは、オープン戦から観戦できるといいなあ。

2 月・3 月の無料経営相談はお休みいたします

誠に勝手ながら、2 月及び 3 月の代表 三上による無料経営相談は
休止させていただきます。

お困りのことがございましたら、各担当者までご相談ください。



三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info